

○富士見市安全安心なまちづくり防犯条例

平成19年3月27日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）の基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び土地建物所有者等（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等が、それぞれの役割の下に、相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、自らが安全に心掛け、地域の防犯活動を推進するとともに、市が推進する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置

を講ずるとともに、市が推進する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念に基づき、その土地又は建物その他の工作物に係る安全確保のための必要な措置を講じ地域における防犯活動を推進するとともに、市が推進する安全で安心なまちづくりに係る施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画の策定等)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 安全で安心なまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(令6条例29・一部改正)

(施策に係る基本事項)

第9条 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を策定し、及び推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的に行うものとする。

(1) 防犯に対する意識の啓発

(2) 市民等による自主的な防犯活動に対する支援

(3) 犯罪のない地域社会の実現に向けた環境の整備

(4) 市内の学校等における児童、生徒等の安全及びこれらの者の通学時等における安全の確保

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の施策の策定及び推進に当たっては市民等の意見を反映させるととも

に、市民等と協働して取り組むものとする。

(関係機関等との連携)

第10条 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するに当たっては、国、県、警察署及びその他関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

(推進体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することができる推進体制を整備するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月26日条例第29号)

この条例は、令和6年7月1日から施行する。